

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1236	平成31/1/9	教育庁 東京都教職員研修センター 研修部授業力向上課	教育庁の「公務員倫理」研修資料の保有分全部求める。※教員系、行政職員の分。	平成30/8/31	非開示	<p>【対象公文書】</p> <p>1 平成29年度 第6回 1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修 平成29年度 第5回 新規採用実習助手研修 平成29年度 第5回 1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修（島しょ小・中・高） 「接遇マナー（ビジネススキルの基本）」資料</p> <p>2 平成30年度 第6回 1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修 平成30年度 第5回 新規採用実習助手研修 平成30年度 第5回 1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修（島しょ小・中・高） 平成30年度 第7回 新規採用養護教諭研修 「接遇マナー（ビジネススキルの基本）」資料</p> <p>【非開示理由】</p> <p>法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）</p> <p>公にすることにより、東京都教育委員会に対する当該法人の信頼を損なうことにもなり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）</p>	<p>知る権利は、法の下守られており、処分取消して、開示を求める。</p> <p>処分庁の職員の中には、都民を見下す傾向あり。どのような研修が行われているかは、都民が知ることで、都民の権利利益の保護である。公開条例第1条・第2条示す。</p> <p>「サービスの原則」無知な職員いる。PDCAサイクル欠く行政職の職員いる。</p>	<p>本件開示請求に係る対象公文書のうち、本件非開示決定を行った対象公文書については、法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。</p> <p>また、公にすることにより、東京都教育委員会に対する当該法人の信頼を損なうことにもなり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第6号に該当する。</p> <p>以上のことから、処分庁は、東京都情報公開条例第10条及び第11条第2項に基づき、当該公文書の全部を開示しない旨決定したものである。</p>
2	1256	平成31/3/11	教育庁 総務部 教育情報課	<p>1 別添の疎明資料・事実関係から、教育庁情報課の保有する一般非公開情報全部求める。（HP上欠く、3階情報ルーム内欠くもの）（別添） 疎明資料：事実関係 教育庁教育情報課〇〇課長代理は、NPO法人〇〇HP上「東京都教育委員会の認定：公益財団法人〇〇」示していることに対して、情報の確認欠いたまま放置。尚、総務局人事部調査課は、再三の「都民への対応」連携有。しかし、〇〇課長代理は、対応拒否。</p> <p>2 東京都総務局人事課の新任研修の「公務員倫理テキスト」は、情報公開制度の制定：説明責任全うする（102 103頁あたり）との記載もあるが、「東京都情報公開条例第1条」引継（情報公開事務手引の第1条頁）、29教セ総第863号（H30.1/5）の研修資料内の30教総情第132号（H30.5/18）の不存在は、東京都組織規定第12条・第17条1号の義務怠るものとする。以上から、公務員倫理の適正示すもの・分かるもの求める（〇〇課長代理行為）</p>	1 平成30/5/18 2 平成30/7/17	非開示（不存在）	<p>【非開示理由】</p> <p>請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	<p>事実行為の是認可能な該当資料要す為、処分の取消を求める。</p> <p>公務員倫理は、地方公務員法の解釈運用上大原則から都民対応拒否が、「知る権利」侵害の何ら否認出来る特定要する義務を負う。教員系は、教育基本法・学校教育法の従事鉄則かつ行政職系も教育委員会職員である為、上記2法の義務を負う。</p> <p>当年の公益財団の認定した東京都教育委員会の認定基準の説明義務有。</p>	<p>公文書開示請求に先立ち、本件審査請求人は、教育庁総務部教育情報課に対しNPO法人〇〇に関する問合せを行った。対応した職員は、NPO法人に関する事務は生活文化局が所管しているため、教育庁総務部教育情報課では情報を持っていないことを説明した。</p> <p>1の公文書開示請求は、教育庁総務部教育情報課がNPO法人〇〇に関する情報を持っていることを前提として出されたものであるが、NPO法人に関する事務は所管外であり、請求に係る公文書は存在しないため非開示決定とした。</p> <p>2の公文書開示請求は、上記の非開示決定が、公務員倫理に反するものであると主張して出されたものであるが、教育庁総務部教育情報課がNPO法人〇〇に関する情報を持っていないことは既に説明済みであり、請求に係る公文書は存在しないため非開示決定とした。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
3	1460	令和元/6/10	教育庁指導部管理課	平成〇年度（別添の〇頁の〇（〇））の意見交換会についての議事録・参加団体への配布資料・団体側提出資料、開催日時の通知文、等一式求める。	平成31/2/8	一部開示	<p>【公文書の件名】</p> <p>ア 平成〇年〇月〇日付〇教指企第〇号起案文書一式</p> <p>イ 平成〇年〇月〇日付〇教指企第〇号「平成〇年度教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との意見交換会の実施について」</p> <p>ウ 外部講師からの打ち返し資料①</p> <p>エ 外部講師からの打ち返し資料②</p> <p>オ 外部講師からの打ち返し資料③</p> <p>カ 平成〇年度教育委員会とのフリースクール等民間施設・団体との意見交換会 配布資料</p> <p>キ 平成〇年度教育委員会とのフリースクール等民間施設・団体との意見交換会 司会手持ち資料</p> <p>ク 平成〇年度 教育委員会とのフリースクール等民間施設・団体との意見交換会 会議録 要旨</p> <p>【非開示部分及び理由】</p> <p>●ア・カ・キ・クに記載された「出席者名簿（予定）」内の氏名及び現職欄（東京都教育委員会職員を除く。）・座席表内の外部講師名及び役職・外部講師氏名、外部講師名、役職、所属及び意見交換会での議事内容：個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）、本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）、本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第7号）</p> <p>●イに記載された外部講師氏名：個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）、本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と外部講師との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</p> <p>●イに記載された区市町村名：本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）、本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7</p>	<p>不開示部分の取消行い、開示求める。団体名はNPO法上の事業報告書の一般公開（団体職員の氏名公開）</p> <p>本件は公にすべきである。</p> <p>憲法第26条1項、第2項、教育基本法、学校教育法、児童福祉法、児童虐待防止法、子ども・若者育成支援推進法、政府官報号外第135号、生活保護法、民法等の関係法から、都の認定法人団体、認証法人団体のフリースクール活動（全国調査を文部科学省実施）について、事業報告書は決して可視化されていない為、文部科学省下の都教委の限りでは、実態の可視化求める。</p>	<p>審査請求人が行った開示請求に係る公文書は、平成29年度に実施した教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との意見交換会についての議事録、配布資料等である。</p> <p>本意見交換会では、外部講師及び関係区市教育委員会(以下「外部関係者」という。)に出席いただいているが、外部関係者には会を非公開で実施することを前提に出席依頼を行っており、情報を公にすることで外部関係者との信頼関係が損なわれることが懸念される。このことで、今後外部関係者からの協力が得られなくなり、東京都における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、本意見交換会では、公立小・中学校における児童・生徒のフリースクール等と連携した不登校対策が先進している区市教育委員会に出席を依頼したところだが、区市名等の情報が公になることで「当該自治体は不登校数が多い。」という憶測が拡散し、当該自治体が設置している学校及び教育支援センター等の施設や不登校児童・生徒への支援施策の立案に不利益が生じるおそれがある。さらには、当該地区の学校や教育支援センター等に通っている児童・生徒に対して、偏見等の不利益が生じる可能性がある。</p> <p>以上により、本件開示請求に対し、外部関係者に係る情報を非開示とした一部開示決定を行ったものである。その他特定個人を識別することができるもの、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものについても、非開示としている。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
							<p>条第7号)</p> <p>●ウ・エに記載された法人印影：公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）</p> <p>●ウ・エ・オに記載された名称、代表者名、所在地、個人印影、氏名、法人名、住所、電話番号、個人印、口座情報：個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）</p> <p>●カに記載された外部講師作成資料：本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）、本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第7号）</p>		